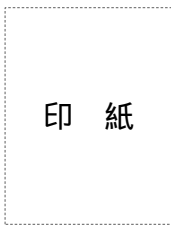


# 請書兼請求書

世田谷区  
契約担当者 様

下記の金額で契約したいの  
で、本書を提出いたします。  
契約締結後は、下記の契約条  
項を受諾のうえ、相違なく履行  
いたします。  
履行完了後の検査に合格後、  
代金をお支払い願います。

令和 年 月 日



相手方コード

0	0								
(住所)									
(氏名)									
(電話)									

金額			+	万			千			百			十		円
----	--	--	---	---	--	--	---	--	--	---	--	--	---	--	---

品名 (名称)	規格 (内容)	数量	単位 呼称	単価	金額	摘要

## 契約条項 (平成29年4月1日版)

世田谷区(以下「甲」という。)と、供給者又は請負者(以下「乙」という。)は、次のとおり契約する。

- 乙は、表記の物品購入、修繕及び役務調達(以下「この契約」という。)について、表記の履行期限内に表記の履行場所において、納品又は履行(以下「履行」という。)を完了しなければならない。
- 乙は、納入物品の品質が明示されていないときは、中等以上の品質のものを納入しなければならない。
- 乙は、この契約を履行するうえにおいて当然必要なものは、乙の負担で行うものとする。
- 第2条 乙は、履行を完了したときは、甲の定める納品書兼完了届を甲に提出しなければならない。
- 第3条 甲は、前条の規定により乙から納品書兼完了届の提出があったときは、その日から起算して、10日以内に検査を行わなければならない。
2. 乙は、甲の指定する日時及び場所において、前項の検査に立ち会わなければならない。
3. 乙は、第1項の検査に立ち会わなかったときは、検査の結果について異議を申し立てることができない。
4. 第1項の検査に直接必要な費用及び検査のための変質、変形又は消耗、き損した物品等の損失はすべて乙の負担とする。
- 第4条 乙は、前条の検査の結果、履行内容の一部又は全部が検査に合格しないときは、甲の指定する期限までに手直し、引換え又は再履行により、仕様書等に適合するように履行しなければならない。
2. 前項の規定により、履行した場合は、第2条及び前条の規定を準用する。
- 第5条 物品購入において、目的物(以下「物品」という。)の所有権は、検査に合格したときに乙から甲に移転する。
2. 前項の規定により、所有権移転が完了する前に生じた物品についての損害は、すべて乙の負担とする。ただし、甲の故意又は過失により生じた損害については、この限りでない。
- 第6条 乙は、物品の品質不良、変質、数量の不足、その他隠れた欠陥については、所有権移転の日から1年間その補修、引換え若しくは補充又は損害賠償の責任を負わなければならない。
- 第7条 乙は、履行期限内に契約の履行を完了することができない事由が生じたときは、速やかにその理由、遅延日数を詳記した書面により、甲に履行期限の延長を申し出なければならない。
- 第8条 前条の規定による申し出があった場合において、その理由が乙の責に帰するものでないときは、甲は、相当と認める履行期限の延長を認めるものとする。
- 第9条 第7条の規定による申し出があった場合において、その理由が乙の責に帰するものであるときは、甲は、乙から遅延違約金を徴収して、相当と認める日数の遅延を認めることがある。
2. 前項の遅延違約金の額は、履行期限の翌日から履行した日までの日数に応じ、契約金額に年5パーセントの割合(年当たりの割合は閏年の日を含む期間についても365日当たりの割合とする。)を乗じて計算した額(100円未満の端数があるとき、又は100円未満であるときは、その端数額又はその全額を切り捨てる。)とする。
3. 前2項の遅延違約金の計算の基礎となる日数には、検査に要した日数を算入しない。
- 第10条 甲は、必要があるときは、乙と協議のうえ、この契約の内容を変更し、又は契約の履行を中止させることができる。
- 第11条 甲は、必要があるときは、乙と協議のうえ、この契約を解除することができる。
2. 乙は、次の各号のいずれかに該当する場合は、この契約を解除することができる。(1) 前条の規定により、甲が契約内容を変更しようとする場合において、契約金額が2分の1以下に減少することとなるとき。(2) 前条の規定により、甲が契約の履行を中止させ、又は中止させようとする場合において、その中止期間が3か月以上に及ぶとき、又は契約期間の3分の2以上に及ぶとき。
- 第12条 甲は、次の各号のいずれかに該当する場合は、この契約を解除することができる。(1) 乙が履行期限内に契約を履行しないとき、又は履行する見込みがないと甲が認めるとき。(2) 乙又はその代理人若しくは使用人が契約の締結又は履行に当たり不正な行為をしたとき。

- 乙又はその代理人若しくは使用人が、正当な理由がなく甲の検査の実施に当たり職員等の指示に従わないとき、又はその職務の執行を妨害したとき。
  - 乙が地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当すると判断したとき。
  - 前条第2項の規定によらずに乙が契約の解除を申し出たとき。
  - 前各号のほか、乙が、この契約に基づく義務を履行しないとき。
  - 乙が次のいずれかに該当するとき(1) 法人の役員等又は使用人(法人の役員等とは、個人事業主並びに法人の代表者、役員(役員として登記又は届出されていないが実質上経営に関与している者を含む。)及び支店又は営業所を代表する者をいう。使用人とは、直接雇用契約を締結している正社員をいう。以下この号において同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員及び暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者であると認められるとき。(2) 世田谷区契約における暴力団等排除措置要綱(平成24年2月28日23世総理第709号)別表(以下「要綱別表」という。)第1項から第5項までに定める措置要件のいずれかに該当すると認められるとき。
  - 乙が、イからロまでのいずれかに該当する者を下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約の相手方としてしている場合(要綱別表第5項に該当する場合を除く。に)、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。
  - 世田谷区から暴力団等排除に関する勧告措置を受けた日から1年以内に再度勧告措置を受けたとき。
- 第12条の2 乙は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、契約金額の10分の1に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に甲に納付しなければならない。
- 前条の規定によりこの契約が解除された場合
  - 乙がその債務の履行を拒否し、又は、乙の責めに帰すべき事由によって乙の債務について履行不能となった場合
2. 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。
- 乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法(平成16年法律第75号)の規定により選任された破産管理人
  - 乙について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定により選任された管財人
  - 乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法(平成11年法律第225号)の規定により選任された再生債務者等
- 第13条 契約保証金は、免除する。
- 第14条 乙からの代金請求年月日は、乙が履行を完了し、かつ、甲の検査に合格した日とする。
- 甲は、前項の請求があったときは、その日から起算して30日以内に支払わなければならない。
  - 甲は、前項の期間内に代金を支払わないときは、乙に対し支払金額に政府契約の支払い遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定した割合(年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。)を乗じて計算した額(100円未満の端数があるとき、又は100円未満であるときは、その端数額又はその全額を切り捨てる。)を遅延利息として支払うものとする。
- 第15条 乙は、この契約から生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、承継させ、又は担保の目的に供することができない。ただし、甲の承諾を得たときは、この限りでない。
- 第16条 この契約条項の各条項の解釈について疑義が生じたとき、又はこの契約条項に定めのない事項については、甲乙協議の上で定めるものとする。
- 第17条 乙は、この契約の履行に当たり、世田谷区公契約条例(平成26年9月世田谷区条例第27号)を遵守しなければならない。

担当課		納期	令和 年 月 日	検査員		立会員	
履行場所		検査日	令和 年 月 日				

# 納品書兼完了届

世田谷区  
契約担当者 様

次のとおり納品・完了しましたので、  
届け出ます。

令和 年 月 日

相手方コード

0	0						
(住所)							
(氏名)							
(印)							
(電話)							

金額		+	万	千	百	+	円
----	--	---	---	---	---	---	---

品名 (名称)	規格 (内容)	数量	単位 呼称	単価	金額	摘要

担当課		納期	令和 年 月 日	物品 管理者		物品 出納員	
履行 場所		検査 月日	令和 年 月 日				

- 備考
- 物品購入の際には、供用物品引渡書を兼ねる。  
(検査終了後、物品出納員は、本書によって受払確認を行い、物品管理者に引渡すこと。)
  - 物品管理補助者を設置している所属については、「物品管理者」欄に物品管理補助者印を押すこと。

